

ふ れ あ い 収 集 業 務 取 扱

平成 22 年 10 月 1 日 実 施

平成 30 年 4 月 1 日 一部改訂

令和 7 年 7 月 1 日 一部改訂

1. 目的

日常生活で常に介護や介助を必要とする方で、独居等の理由により家庭のごみを収集場所まで持ち出すことが困難な世帯に対して、玄関先まで出向いてごみを回収することを目的とする。

2. 対象者（認定基準）

現在、本町がごみを収集している地域で、概ね 65 歳以上の単身世帯で、介護保険法で定める要介護認定を受けている方、及び日常生活で怪我等により常に介護や介助が必要となった単身世帯の方、または町長が必要と認める方で、ごみの集積場所への持ち出しが困難な状況にあるものとする。

3. 実施方法

認定方法：面接による登録制とする。

認定期間：原則 3 ヶ月とする。（状況により更新は可能とする。）

対 象 物：燃えるごみ、燃えないごみ、プラスチック製容器包装、
スプレー缶・カセットボンベ、資源ごみ（カン・ビン・ペットボトル）

回収時期：ごみカレンダーに準ずる

回収方法：ふれあい収集専用のごみ箱・コンテナを貸し出し、登録された家庭の玄関先にて、ホームヘルパー等との連携のうえ回収するものとする。

4. 申込方法

ふれあい収集利用の申し込みは、建設環境課へ申し出るものとする。

5. 実施時期

この業務の実施時期は、令和 7 年 7 月 1 日からとする。

※要介護認定 2 以上

※その他協議の上決定